

## 事業所税のてびき 改訂について

事業所税のてびき別冊について、2項目改訂を行います。

- ① P 1 【法人税法別表第1 公共法人の表】の整理  
「国立健康危機管理研究機構」の追加（令和7年4月設立）
- ② P 1 6 特定事業所内保育施設 法律の改正に伴う要件の修正

修正前	修正後
<p>○ <u>法付則第33条5項及び同条第6項</u>により次の施設は、課税標準の特例になります。</p> <p>区分：特定事業所内保育施設</p> <p>番号：21</p> <p>対象： 特定事業所内保育施設（企業主導型保育事業）</p> <p>要件等： 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設</p> <p>該当する補助対象期間 平成29年4月1日から令和7年3月31日まで〔※平成29年4月1日施行〕</p> <p>適用： 資産割・・・3/4 従業者割・・・3/4</p> <p>関係条文： 法律・・・本附則第33条⑥ 政令・・・該当なし 省令・・・該当なし</p>	<p>○ <u>法付則第33条5項</u>により次の施設は、課税標準の特例になります。</p> <p>以下削除</p>

なお、今回の改訂は「別冊」のみですが、てびき本体についても、別冊と合わせて令和7年4月版とします。